

医師派遣等推進事業について

1 事業目的、効果等

医師不足が深刻な病院に対し、医療対策協議会が医師派遣調整を行い医師不足の解消を図るとともに、当該調整に基づく医師派遣を行う医療機関に対し、医師派遣することによる逸失利益に相当する額を助成する。

2 事業内容

医療対策協議会（本県では医療審議会地域医療対策部会）の派遣調整に基づき、医師派遣を行う医療機関に対して、医師派遣することによる逸失利益に相当する額を助成

補助先	医療審議会地域医療対策部会の派遣調整に基づき医師派遣を行う病院（派遣元の病院）
対象経費	医師派遣の対価（派遣に伴う逸失利益）
補助基準額	1,250 千円/人月（※旧国庫基準額）
補助率・負担割合	1 / 2

3 事業の対象とする派遣の考え方

県医療審議会地域医療対策部会において、次の観点から事業の対象とする派遣を選定し、予算の範囲内で補助する。

- (1) 派遣先医療機関が次のいずれかに該当すること
 - ① 医師不足地域において救急などの政策医療を担う医療機関
 - ② 医師不足地域以外も含め、産科・小児科など医師不足が深刻な診療科を担う医療機関
- (2) 医師派遣により派遣先医療機関の医療機能の大幅な増大が期待されること
- (3) 医師の地域偏在、診療科偏在の解消に資するものであること

<その他の条件>

- (1) 常勤として一定期間継続して派遣する場合のみでなく、例えば週1回など定期的に非常勤として派遣する場合も対象とする。
- (2) 単発的な派遣は対象としない。
- (3) 同一経営主体の病院間の派遣は対象外とする。
- (4) 新規に開始する派遣を優先的に取り扱うが、すでに開始している派遣を継続実施する場合についても、補助対象として取り扱うこととする

(参考)

1. 事業の沿革

平成20年度に国が補正予算を計上して医師派遣緊急促進事業として国庫補助事業開始。平成26年度からは医療介護推進基金に財源が変更され、医師派遣等推進事業として継続実施。

事業目的、事業の対象とする派遣の考え方、補助額の計算方法等、平成20年度～平成30年度まで、継続して同じ考え方にて実施。

令和元年度から、他府県の状況等も踏まえ、同一経営主体間での派遣については、連結決算上逸失利益は発生しないものとして、対象外と改めた。

2. 対象となる派遣事業についての補足

- ・ 大学病院からの派遣は本来業務の一環であるため対象外。
- ・ 県外医療機関への派遣は原則として対象外。
- ・ 診療所への派遣も対象となりうる。

(例：へき地医療拠点病院ではない派遣元からへき地診療所への派遣)

3. 補助額の計算方法

$$\text{補助額} = (\text{医師1人が1ヶ月にあげる利益}^{(*1)} \times \text{派遣人数}^{(*2)} \times \text{派遣月数} \\ - \text{派遣先からの収入}) \times 1/2$$

(*1)

$$\text{医師1人が1ヶ月にあげる利益} \\ = \frac{\text{年間診療収益(入院・外来)} - \text{年間経費(医療職の person 費 + 材料費 + その他の経費)}}{\text{医師数(常勤 + 非常勤)}}$$

× 1/12

(求めた額が1,250千円を超える場合は1,250千円)

(*2)

非常勤で勤務する場合は、派遣人数を常勤換算

(例) 週1回派遣する場合

$$\text{派遣人数} = 1 \text{日} \div 5 \text{日} = 0.2 \text{人}$$

(※補助金算出時は年間の実働日数から算出)

医師派遣等推進事業実施要綱

1 目的

本事業は、医療資源の重点的かつ効率的な配置を図ってもなお医師の確保が困難な地域に対し、兵庫県が医療審議会地域医療対策部会における議論を踏まえて決定した医師派遣等にかかる経費を助成することにより、円滑に医師派遣等が実施される体制を構築し、もって地域における医師の確保を図ることを目的とする。

2 事業の実施主体

本事業の実施主体は、地方公共団体、地方独立行政法人、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人及び兵庫県知事が適当と認める者とする。

3 対象となる派遣事業

兵庫県（医療審議会地域医療対策部会）において、当該地域の医師確保対策についての検討及び調整がなされ、医師派遣の決定を行う場合。

ただし、厚生労働省「へき地保健医療対策等実施要綱」に規定される事業及び同一経営主体間における派遣事業は除く。

（1）派遣先

次のア～ウの全てを満たす場合

ア 次のいずれかに該当すること。

（ア）救急などの政策医療を担う医療機関

（イ）医師不足が深刻な診療科を担う医療機関

イ 医師派遣により、派遣先医療機関の医療機能の大幅な増大が期待されること

ウ 医師の地域偏在、診療科偏在の解消に資するものであること

（2）派遣形態

常勤として一定期間継続して派遣する場合、もしくは週 1 回など定期的に非常勤として派遣する場合

4 補助対象

派遣元医療機関における医師を派遣することによる対価の一部に相当する額

附則

（施行期日）

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

令和元年度 医師派遣等推進事業（計画総括表）

派遣元	派遣先	診療科	派遣内容	常勤換算 人数/月	派遣 人数	区分	効果
市立加西病院	加東市民病院	眼科	非常勤(週1回)	0.19人	1人	継続	派遣することにより派遣先病院の診療科が継続され、専門的な手術を行うことができる。
西脇市立西脇病院	多可赤十字病院	内科	非常勤(月4回)	0.18人	1人	新規	当院より内科医師を派遣することにより、内科診療が充実する。
多可赤十字病院	西脇市立西脇病院	総合診療科 (透析・検診)	非常勤 (週1回半日)	0.10人	1人	継続	派遣先病院は透析・検診業務において、人員が不足しており、派遣により業務が円滑に遂行される。
姫路赤十字病院	佐用共立病院	循環器内科	非常勤(月2日)	0.10人	1人	継続	派遣先病院はいずれも医師不足・専門医不足の影響により、外来・病棟診療に支障をきたしていたが、本院からの医師派遣により医師の確保が可能となる。
		放射線科	非常勤(週1日)	0.21人	1人	継続	
相生市民病院	たつの市民病院	外科	非常勤(週1回)	0.10人	1人	継続	派遣先病院は外科常勤医がいない状態であり、当院からの派遣により外科外来や入院患者に対する外科的処置が継続できている。
たつの市民病院	相生市民病院	内科	非常勤 (週1回半日)	0.10人	1人	継続	派遣先病院は内科常勤医が不在であり、当院からの派遣により外来診療が継続できている。
公立豊岡病院	公立村岡病院	消化器科	非常勤(月5回)	0.25人	1人	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・公立村岡病院 ・公立浜坂病院
	公立浜坂病院		非常勤(月1回)	0.05人	1人	継続	
	公立八鹿病院		非常勤(月1回)	0.05人	1人	継続	
	公立村岡病院	形成外科	非常勤(月1回)	0.05人	1人	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・公立八鹿病院
	公立八鹿病院	脳神経外科	非常勤(月2回)	0.10人	1人	継続	脳神経外科医が不在であり、当院からの派遣により入院患者の脳神経外科領域のフォローを行なっている。
	公立八鹿病院	心臓血管外科	非常勤 (月1回半日)	0.02人	1人	継続	また、外科医師数の不足により、外科領域の外来患者フォローを行っている。
	公立八鹿病院	脳神経内科	非常勤(週1回)	0.20人	1人	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・丹波医療センター（県立柏原病院）
	公立八鹿病院	麻酔科	非常勤(週1回)	0.10人	2人	継続	専門診療科（麻酔科）の乏しい地域で、専門医の派遣による支援を行い、地域の医療を確保している。
	丹波医療センター (県立柏原病院)		非常勤(月3回)	0.15人	1人	新規	
公立八鹿病院	公立浜坂病院	泌尿器科	非常勤 (週1回半日)	0.10人	1人	新規	派遣先病院には泌尿器科医が在籍しておらず、当院からの派遣により外来診療が可能となっている。
合計				2.05人	18人		

※派遣期間は全て平成31年4月～令和2年3月末

※常勤換算の計算方法:派遣に係る勤務時間／総勤務時間

平成30年度 医師派遣等推進事業 (実績総括表)

派遣元	派遣先	診療科	派遣内容	常勤換算 人数/月	派遣 人数	効果	(参考)令和元年度基準			
							区分	常勤換算 人数/月	派遣 人数	
神戸赤十字病院	柏原赤十字病院	救急外来	・休日(日曜日・祝日)の夜間当直	0.28人	6人	派遣先病院は医師不足の影響により、日直・当直業務及び手術に支障をきたしているが、当院からの医師派遣により医師の確保が可能になる。	対象外	—	—	
	多可赤十字病院	救急外来	・土曜日の半日直及び夜間当直	0.11人	4人		対象外	—	—	
	兵庫県立災害医療センター	麻酔科	手術時の麻酔科医師応援(年間60時間)	0.02人	6人		対象外	—	—	
市立加西病院	加東市民病院	眼科	非常勤(週1回)	0.19人	1人	派遣することにより派遣先病院の診療科が継続され、専門的な手術を行うことができる。	継続	0.19人	1人	
西脇市立西脇病院	加東市民病院	内科(内視鏡検査)	非常勤(月7回)	0.32人	1人	派遣先病院は、内視鏡検査医が不足しており、当院からの派遣により、常勤医師が診療に専念することができる。	継続(終了)	0.32人	1人	
多可赤十字病院	西脇市立西脇病院	総合診療科(透析・検診)	非常勤(週1回半日)	0.09人	1人	派遣先病院は透析・検診業務において、人員が不足しており、派遣により業務が円滑に遂行される。	継続	0.09人	1人	
姫路赤十字病院	佐用共立病院	循環器内科	非常勤(月2日)	0.10人	1人	派遣先病院はいずれも医師不足・専門医不足の影響により、外来・病棟診療に支障をきたしていたが、本院からの医師派遣により医師の確保が可能。	継続	0.10人	1人	
		放射線科	非常勤(週1日)	0.21人	1人		継続	0.21人	1人	
相生市民病院	たつの市民病院	外科	非常勤(週1回)	0.09人	1人	派遣先病院は外科常勤医がいない状態であり、当院からの派遣により外科外来や入院患者に対しての外科的処置が継続できている。	継続	0.09人	1人	
たつの市民病院	相生市民病院	内科	非常勤(週1回半日)	0.10人	1人	派遣先病院はないか常勤医が不在であり、当院からの派遣により外来診療が継続できている。	継続	0.10人	1人	
公立豊岡病院	公立村岡病院	消化器科	非常勤(月2回)	0.067人	1人	<ul style="list-style-type: none"> ・公立村岡病院 ・公立浜坂病院 専門診療科の乏しい地域で、専門医の派遣による支援を行い、地域の医療を確保している。	継続	0.067人	1人	
	公立浜坂病院		非常勤(月1回)	0.049人	1人			0.049人	1人	
	公立八鹿病院		非常勤(月1回)	0.028人	1人			0.028人	1人	
	日高医療センター	内科	非常勤(週1回)	0.172人	1人		対象外	—	—	
	朝来医療センター		非常勤(週1回)	0.189人	1人			—	—	
	出石医療センター	整形外科	非常勤(週1回)	0.201人	4人		対象外	—	—	
	公立村岡病院	形成外科	非常勤(月1回)	0.049人	1人		継続	0.049人	1人	
	朝来医療センター	心臓血管外科	非常勤(月1回)	0.049人	1人		<ul style="list-style-type: none"> ・公立八鹿病院 脳神経外科医が不在であり、当院からの派遣により入院患者の脳神経外科領域のフォローを行なっている。	対象外	—	—
	公立八鹿病院		派遣なし	0.0人	0人			継続	0.00人	0人
	朝来医療センター	泌尿器科	非常勤(週2回)	0.395人	1人		また、外科医師数の不足により、外科領域の外来患者フォローを行っている。	対象外	—	—
	日高医療センター	皮膚科	非常勤(週1回)	0.209人	1人		<ul style="list-style-type: none"> ・公立豊岡病院日高医療センター ・公立豊岡病院出石医療センター ・公立朝来医療センター 	対象外	—	—
	出石医療センター		非常勤(月2回)	0.099人					—	—
	朝来医療センター		非常勤(月2回)	0.095人					—	—
	朝来医療センター	外科	非常勤(月8回)	0.376人	1人		専門診療科の乏しい地域で、専門医の派遣による支援を行い、地域の医療を確保している。	対象外	—	—
	公立八鹿病院	脳神経内科	非常勤(週1回)	0.205人	1人		さらに公立豊岡病院出石医療センターへは、当直派遣を行ない勤務医の負担軽減を行なっている。	継続	0.205人	1人
	公立八鹿病院	脳神経外科	非常勤(月2回)	0.099人	1人			継続	0.099人	1人
公立八鹿病院	麻酔科	非常勤(月1回)	0.058人	2人		継続	0.058人	2人		
出石医療センター	泌尿器科・整形外科・形成外科	非常勤(月8回)	0.391人	8人		対象外	—	—		
合計				4.240人	49人			1.655人	15人	

※派遣期間は平成30年4月～平成31年3月末(公立豊岡病院から公立八鹿病院への麻酔科派遣のみ平成30年5月～)

※常勤換算の計算方法:派遣に係る勤務時間/総勤務時間